

令和3年10月29日

**11月は児童虐待防止推進月間！
～県内の施設がオレンジ色にライトアップ～**

毎年11月は厚生労働省が「児童虐待防止推進月間」と定めています。

埼玉県では、この期間中に児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」にちなんで県内の施設をオレンジ色にライトアップするほか、DVと児童虐待防止の共同啓発活動では、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」にちなんだパープル色も併せてライトアップします。

また、埼玉県庁本庁舎南側の三面塔には、9月から児童虐待防止に係るメッセージを掲出しているほか、11月からは埼玉県庁本庁舎東側の懸垂幕により、児童虐待防止月間を知らせる内容を掲出し、児童虐待防止のための広報・啓発活動を行います。

1 ライトアップされる県内の施設

- (1) パープル&オレンジライトアップ(DV、児童虐待防止の共同啓発活動)
 - ・ 埼玉会館(11月8日(月)～11月25日(木))
 - ・ ハーモニー春日部(11月12日(金)～12月10日(金))
 - (2) オレンジライトアップ
 - ・ 彩の国さいたま芸術劇場(11月1日(月)～11月11日(木))
 - ・ さいたまスーパーアリーナ(11月15日(月)～11月17日(水))
 - ・ 埼玉県立小児医療センター(カリヨンの樹)(11月1日(月)～11月11日(木))
- ※ ライトアップ時間は日没後から概ね22時ころまで(各施設により異なります)

2 三面塔による啓発活動

- (1) 場所
埼玉県庁本庁舎南側玄関前
- (2) 掲出日
令和3年9月6日(月)～令和6年3月31日(日)
- (3) 啓発内容
「児童虐待のない社会へ」

3 懸垂幕による啓発活動

- (1) 場所
埼玉県庁本庁舎東側壁面
- (2) 掲出日
令和3年11月1日(月)～同年11月30日(火)
- (3) 啓発内容
「11月は児童虐待防止推進月間です」

三面塔の啓発内容



懸垂幕の啓発内容
(写真は過去のもの)

